

令和5年度 東広島市立川上小学校 生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、東広島市立川上小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が次代を担う児童の健やかな成長を願うために共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規定は、本校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関わること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として交通安全ルールを守り、登下校する。

- (1) 決められた通学路を歩いて登下校する。
- (2) 登校は、登校班の人と一緒に並んで登校する。
- (3) 朝、7時40分から8時00分までの間に学校に着くようにする。
- (4) 6校時授業では、15時30分に下校する。
- (5) 欠席や遅刻をする場合には、近所の人に連絡帳を渡し、確実に連絡が学校に届くようにする。

(服装・身なり)

第3条 服装・身なりについては、学習にふさわしいものとなるよう、次のことを指導する。

- (1) 決められた服装で学校に来る。
(上着、ズボン、スカート、白カッターシャツ、白ブラウス、白ポロシャツ、白靴下(足裏が黒色は可)、白運動靴)
- (2) 名札を付ける。
- (3) 式の時は、ぼうタイをつける。
- (4) 登下校時は、ぼうしをかぶる。
- (5) 髪にパーマをかけたり、色を染めたり、脱色したり、整髪料をつけたりしない。
- (6) 前髪が目に入らないようにし、入る場合は、細いゴム(紺・黒・茶など)で留めたり、ピンで留めたりする。
- (7) 髪が肩にかかる場合は、細いゴム(紺・黒・茶など)を使い、耳の下で2つに結ぶか、首の後ろ(耳の高さより下)で1つに結ぶかにする。髪の編み込み等はしない。髪飾りは使わない。
- (8) 11月から3月は、気候や体調に合わせてジャンパーや長ズボン(黒色のジャージ素材の物が望ましい)等、冬の服装も可とする。
- (9) ベスト、セーターの色は、黒、紺か白とする。
- (10) 手袋は、登下校時及び休憩時間の外遊びの時は、着用可とする。
- (11) マフラー(ネックウォーマー)は、登下校のみ着用可とする。
- (12) 使い捨てカイロは持ってこない。

(持ち物)

第4条 持ち物については、学習の妨げとならないよう、次のことを指導する。

- (1) 学習に必要ないものや、いらぬお金は学校に持って来ない。
- (2) 携帯電話は学校に持って来ない。
- (3) 持ち物には必ず名前を書く。
- (4) ランドセルや筆箱に飾りは付けない。(お守りと防犯ブザーは除く。)

(校内生活)

第5条 校内生活については次のような指導を行う。

- (1) 時間(チャイムの合図)を守る。
- (2) 授業時のあいさつ、返事、言葉づかいを大切にする。
- (3) 学校の外や立入り禁止場所には行かない。

- (4) 校内放送は、黙って静かに聞く。
- (6) 特別教室や他の教室には、勝手に入らない。
- (7) 廊下等、校舎内を走らない。
- (8) 学校の施設や道具、草花や樹木、飼育動物を大切にする。
- (9) 整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)
- (10) 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- (11) 度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
- (12) 虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。
- (13) 衛生面に注意して給食当番等をする。
- (14) 掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい掃除をする。
- (15) 学校は、児童、保護者から教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや心のサポーターと連携する。
- (16) 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。故意に破損した場合は、弁償するとともに関係機関と連携する。
- (17) けがや体調不良で、保護者に送迎をしてもらう場合は、学校の正門前や地域住民の迷惑になる場所で降車しない。
- (18) 卒業生や部外者の学校内への無断立入りは禁止とする。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り指導したにも関わらず校外に移動しない場合は関係機関と連携する。

第3章 校外の生活に関すること

(放課後・遊び)

第6条 校外生活に関しては、保護者との共通認識のもとで、次のことを指導する。

- (1) 帰宅時刻を守る。
(始業式～9月：午後6時、10月・3月～始業式：午後5時30分、11月～2月：午後5時)
- (2) 校区外、池・川・ゲームセンターなどへは、必ず大人の人と行く。
- (3) 学校では、水筒での水分補給以外、飲食をしない。
- (4) 子どもだけで店には行かない。
- (5) お金を持って遊びには行かない。
- (6) 他の人の敷地では遊ばず、留守の家には子どもだけで上がらない。
- (7) 3年生以下の児童は、道路で自転車に乗らない。4年生以上の児童も、自転車は校区内のみで乗り、必ずヘルメットをかぶる。横断歩道は、自転車を押して渡る。
- (8) おごりあいや物、データ(ゲームソフト・カード・課金アイテムなど)の貸し借りや交換をしない。
- (9) スマートフォンの所持は原則禁止とする。家庭の事情で持たせる場合は、家庭でルールを決めて、ルールを守って使用する。
- (10) インターネット、スマートフォン、ゲームは家の人との約束や時間を守って使う。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送ることができるよう、自己を振り返らせるために指導する。

第7条 他の児童に著しく迷惑をかける場合や、触法行為を行ったり、指導にも関わらず問題行動を繰り返したりする場合は、必要に応じて、職員室等別室で当該児童を個別に指導する。特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。

指導にあたる教職員は、担任や生徒指導主事、管理職など児童の実態等を考慮して決める。実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 反省期間については、目的を明確にして短期間で行う。また、児童の発達の段階も考慮して効果的に
行う。
- (5) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、児童で問題行動を繰り返す場合、市教委に
報告し、関係機関と連携しながら指導を行う。

項目	きまり	指導内容
暴力行為 (対人, 対物)	暴力行為は絶対に許されない。	加害児童を落ち着かせ、落ち着いた環境の中で自分の行為を振り返らせるためと、周りの児童の安全を確保するために、必要に応じて職員室等別室で個別指導を行う。
授業妨害 (教師への暴言等も含む)	他人に迷惑をかける行為は、絶対に許されない。	落ち着いた環境の中で加害児童に自分の行為を振り返らせるためと、周りの児童が集中して学習に取り組む環境を確保するために、必要に応じて職員室等別室で個別指導を行う。
いじめ	いじめは絶対に許されない。	自分の行為を振り返り、反省させ、反省文を書かせる。被害児童に心から謝罪させる。(被害児童の気持ちに配慮し、場合によっては直接謝罪することは保留する。) 事実確認ができた段階で、加害児童と被害児童両方の保護者と個別に連携する。
触法行為 (万引き, 窃盗, 放火など)	犯罪行為は絶対に許されない。	関係諸機関(警察等)に連絡を取り、対応する。自分の行為を振り返り、反省させる。自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。原則として、保護者に来校してもらい、連携する。必要に応じて、「生活チェックカード」など、生活改善の取り組みを行う。
校区外徘徊	子どもだけで校区外に行かない。	自分の行為を振り返り、反省させる。自分の言葉で言わせ、必要に応じて反省文を書かせる。原則として、保護者とは2回目までは電話で連携する。3回目以降は保護者に来校してもらい、連携する。必要に応じて、「生活チェックカード」など、生活改善の取り組みを行う。
持ち物違反	学習に必要ないものやいらぬお金は学校に持って来ない。 携帯電話は学校に持って来ない。 など	なぜ、不要物を持って来たのか、理由を把握する。原則として1回目は、不要物をランドセルに収めさせ、家に置いておくよう指導する。2回目は担任が預かり、下校時に返し、保護者連携を行う。3回目以降は、担任が預かり、懇談会など保護者が来校した際に、保護者に直接返す。
服装違反	決められた服装で学校に来る。	決められた服装(髪どめのピンやゴムをふくむ)以外で登校した理由を把握する。翌日からきまりを守るよう指導し、必要に応じて家庭連携する。
頭髮等	髪にパーマをかけたり、染めたり、脱色したり、整髪料をつけたりしない。	なぜそのようにしたのか、理由を把握する。(保護者の思いでやっていることが多い。) 翌日からきまりを守るよう指導し、家庭連携する。髪の色については、できるだけ改善して登校するよう、保護者に願います。
家出, 行方不明, 夜間徘徊	帰宅時刻までには家に帰る。	家庭と協力して情報を集め、できるだけ早く発見し当該児童の安全を確保することに努める。発見したら事実確認をし、指導する。多くの人に迷惑をかけたことに気付けるよう指導する。必要に応じて、「生活チェックカード」など、生活改善の取り組みを行う。

特別な指導では、自分の行動を振り返らせ、「何がいけなかったのか」、「これから何をがんばるのか」を明確にさせる。具体的には、自分の言葉で何がいけなかったのかを言い(書き)、これから何をがんばるか自己決定させ、言わせる(書かせる)。

特別な指導の期間は、通常1時間程度とする。反省が十分でない場合や、指導しても繰り返された場合は、数時間、あるいは数日間とする場合もある。特別な指導の終了は、課題に取り組む姿勢などで判断する。

第8条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会等での説明を行う。
児童には、生活のきまり(川上っ子のきまり)として指導する。